

香川県立図書館AV資料館内利用要領

(目的)

第1条 この要領は、香川県立図書館（以下「県立図書館」という。）が所蔵するAV資料の館内利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(AV資料の視聴)

第2条 AV資料の視聴は、AVブースで行うものとする。

(AVブースの利用手続き)

第3条 AV資料を視聴しようとする者（以下「利用者」という。）は、AVブース利用申込書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 AVブース利用申込書は、県立図書館の閉館時刻の15分前まで受け付けるものとする。

(AVブースの利用時間)

第4条 AVブースの利用時間は、1人（1組）2時間以内とする。ただし、視聴しようとするAV資料の1タイトルの再生時間が2時間を超えるときは、1タイトル終了までとする。

2 AVブースの利用時間は、AV資料の再生時間に機器の操作に要すると認める時間を加えた時間とする。ただし、AVブースの利用終了予定時刻は、県立図書館の閉館時刻を超えないものとする。

(AVブースの予約)

第5条 利用者は、希望するAV資料を他の利用者が視聴中のとき又は希望する人数用のAVブースがすべて利用中のときは、AVブースの利用の予約をすることができる。

2 AVブースの予約は、AVブース予約票（第2号様式）又はAVブース予約票（第3号様式）を利用者に交付することにより行う。

3 AVブースの予約は受付順とし、利用開始時刻はAV資料及びAVブースの利用状況により決定する。

4 AVブースの予約による利用は、利用開始時刻に第2項に定めるAVブース予約票を提示して行うものとする。

5 予約は、当日限り有効とする。

(利用制限のないデージー資料等の利用)

第6条 AV資料のうち、利用制限のない音声デージー及びマルチメディアデージー等を利用しようとする者は、デージー資料等の利用に関する要綱第4条に規定する申込書を提出しなければならない。

2 利用時間及び利用機器については、デージー資料等の利用に関する要綱第5条及び第6条の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成14年4月17日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成17年12月13日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成26年12月9日から施行する。